

※ 以下の契約書は、各メニューを実施するにあたっての「基本契約書」のひな型になります。

※ 実際の契約にあたっては、お打ち合わせの上、個別に作成させていただきます。

## アドバイザー基本契約書

A株式会社（以下「甲」という）とニューボイス企画（以下「乙」という）とは、人材募集や人材育成、組織活性化等に関するアドバイザー業務に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（業務の委託）

甲は、乙に対し、甲の持続的な成長促進に関し、アドバイザーとしての専門的な業務（以下「本件業務」という）を行うことを委託し、乙はこれを受託する。

### 第2条（範囲）

1 乙は、甲のために主に以下の業務を行う。

- ① 会社の外部顧問、契約アドバイザーとして、客観的な立場で人材獲得、人材育成、人材活用を支援する。
- ② 同様に、契約アドバイザーとして、会社の危機管理機能の構築や運用を支援する。
- ③ 同様に、契約アドバイザーとして、組織活性化の方策考案や継続的な運用を支援する。
- ④ 同様に、契約アドバイザーとして、人事労務に関する諸制度の構築や運用、トラブル対応を支援する。
- ⑤ 同様に、契約アドバイザーとして、企業価値の健全なブラッシュアップを支援する。

2 前項の業務は、電話やメール等の通信手段を主体とし、交通費や宿泊費等の実費が発生する場合には、都度、乙は項に対し見積書を提出し、甲乙合意の上、甲は乙に対し、承認された実費相当の経費（見積金額）を支払うものとする。

### 第3条（資料等の提供等）

- 1 甲は乙に対し、乙が本件業務を実施するために必要な資料等（以下「資料等」という）を提供するものとする。
- 2 乙は、前項に基づいて甲より提供された資料等を本件業務以外の目的では使用しないものとし、これらを善良な管理者の注意義務をもって管理する。但し、乙は資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変することができる。

- 3 乙は、資料等を本契約終了後は速やかに甲へ返却するか、又は、乙の指示に基づき、乙の責任において、これらを廃棄するものとする。

#### 第4条（コンサルティング料）

- 1 甲は、本件業務に関わる乙の活動料として本契約期間中、月額金3万円（税別）を乙に支払うものとする。但し、前条の範囲を超える依頼があった場合には、都度、支払い条件を含めた見積もりを提示し、甲乙合意の上、履行するものとする。
- 2 本契約書の締結にあたり、甲は乙に対し、毎月月末までに、翌月のコンサルティング料（前項に記載の料金）を乙の指定する銀行口座宛てに支払いをする。但し、前条の範囲を超える依頼があった場合には、都度、支払い条件を含めた見積もりを提示し、甲乙同意の上、乙は項に対し請求書を発行するものとする。

#### 第5条（再委託の禁止）

乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委託することができない。但し、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

#### 第6条（秘密保持）

乙は、本件業務の実施にあたって乙の知り得た甲及び甲の関係会社の経営上、業務上又は営業上の一切の情報を、甲の事前の書面による承諾なくして、第三者に開示又は漏洩しないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- ① 甲より開示を受けた時点で、乙が既に自ら保有していた情報。
- ② 甲より開示を受けた時点で、既に公知であった情報。
- ③ 甲より開示を受けた後に、乙の責めによらずに公知となった情報。
- ④ 甲より開示を受けた後に、当該情報の開示につき正当な権限を有する第三者から、乙が守秘義務を負うことなく入手した情報。
- ⑤ 法令、政令、規則、関係行政機関又は司法機関の判断に従い開示が要求される情報。

#### 第7条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日より翌月末日までの1カ月間相当とし、有効期間満了までに、いずれの当事者からも解約の申し出がない場合には、さらに1カ月間延長し、以後も同様とする。

#### 第8条（契約の解除）

- 1 甲又は乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が発生したときは、催告その他何らの手続きを要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、かかる解除は将来に向けてのみ、その効力を有するものとする。

- ① 本契約に基づき生じた金銭債務につき、その支払い義務を怠ったとき。
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、会社手続開始もしくは特別清算その他、これに類する倒産手続開始の申立てがあったとき、清算に入ったとき、又は

第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立を受けたとき。

- ③ 本契約の条項に違反し、本契約関係を継続しがたいと認められるとき。
- ④ 財産状況が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- ⑤ 相手方の信用を著しく損なう行為を行い、信用回復が困難であると認められる相当の事由があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、本契約の解除その他の理由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、本契約第3条及び第6条の規定は存続するものとする。

## 第9条（協議）

本契約に定めのない事項、本契約中疑義の生じた事項については、甲乙誠意をもって協議決定するものとする。

この契約成立の証として本書2通を作り、当事者各自記名捺印のうえ、各1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都 ……  
A株式会社  
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

乙 熊本県 ……  
ニューボイス企画  
代 表 〇 〇 〇 〇 印